

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇多津町長 谷川 俊博

市町村名 (市町村コード)	宇多津町 (373869)	
地域名 (地域内農業集落名)	長縄手地区 (長縄手)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、県道富熊宇多津線や大東川を含む水稻が主な営農類型で農地の比率が他より高い地区であり、特産品である古代米も生産されている。10年以上耕作者が多い。しかし近年は宅地開発が多く見受けられる。約20年前にJAから助成があった農業機械を共同利用しているが、それが故障したとき農業ができなくなる可能性が高く、維持継続のためには後継者問題もあるが、農業機械を更新することが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状維持を基本として、後継者がいない農地については周りの耕作者と調整する。農業機械所有者を把握しておく。集約することでその者にハードを支援すれば農地を継続的に維持していける可能性があり、将来の担い手につなげられる。引き続き農地維持に向けて検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

本町は農振農用地区域が無いため、農用地等については農業上の利用が行われることを基本とし全ての区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集積・集約化を図っていく際に、貸付意向がある場合は、農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
目標地図の実現に向けて、農地の大区画化を引き続き検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外からも多様な経営体を募集し、担い手として育成していく。市町村及びJAと連携しつつ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託の推進に向けて、JAと相談しながら、農業支援サービス事業者によ受託事業を実施する生産組織または農家群の情報共有、農作業受委託の活用の周知等を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦:

適切な維持管理を行うため、粗放的利用による農用地の保全なども検討していく。